

平成 2 8 年

3 月 定例会提案議案概要

2 月 2 5 日送付

4 5 議案

- ・ 当初予算 1 1 議案
- ・ 補正予算 4 議案
- ・ 条例 2 3 議案
- ・ 事件議案 7 議案

予算関係

【当初予算】 11 件

議案第 5 号 平成 28 年度長浜市一般会計予算

議案第 6 号 平成 28 年度長浜市国民健康保険特別会計予算

議案第 7 号 平成 28 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

議案第 8 号 平成 28 年度長浜市後期高齢者医療保険特別会計予算

議案第 9 号 平成 28 年度長浜市介護保険特別会計予算

議案第 10 号 平成 28 年度長浜市休日急患診療所特別会計予算

議案第 11 号 平成 28 年度長浜市公共下水道事業特別会計予算

議案第 12 号 平成 28 年度長浜市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 13 号 平成 28 年度長浜市簡易水道事業特別会計予算

議案第 14 号 平成 28 年度長浜市病院事業会計予算

議案第 15 号 平成 28 年度長浜市老人保健施設事業会計予算

【補正予算】 4 件

議案第 16 号 平成 27 年度長浜市一般会計補正予算（第 7 号）

議案第 17 号 平成 27 年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 18 号 平成 27 年度長浜市診療所特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 19 号 平成 27 年度長浜市公共下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

条例関係

所管課	内 容
総務課	<u>議案第 20 号 長浜市行政不服審査法施行条例の制定について</u> <u>議案第 21 号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について</u> 「行政不服審査法」が全部改正され、審理員制度、裁決案の第三者機関への諮問等、不服申立てに対する新たな審理・審議体制を設置することが義務付けられたため、本市においても設置する附属機関に関する事項、審議手続きに関する事項を新たに規定するものです。 また、関係する複数の条例について必要な改正を行うものです。 【主な内容】 （議案第 20 号関係） ・ 審査請求に対する裁決について、法令解釈や判断の妥当性を諮問するための附属機関を設置 ・ 審査請求人等が審理員意見書、証拠書面又は資料の写しの交付を求めることができる規定 ・ 附属機関の委員に対して守秘義務を課すこと及び違反した場合の罰則の規定 【関連条例】 （議案第 20 号関係）

	・ 長浜市手数料条例の一部改正 費用負担に関する規定の追加 (議案第 21 号関係) ・ 長浜市個人情報保護条例の一部改正 ・ 長浜市情報公開条例の一部改正 審理員の指名の適用除外規定の追加 諮問対象案件に不作為事件を追加 処分庁に対して弁明書の提出を求める規定の追加 審査請求人等が資料等の写しの交付を請求できる規定の追加 費用負担に関する規定の追加 ・ 長浜市固定資産評価審査委員会条例の一部改正 審査申出人が資料等の写しの交付を請求できる規定の追加 費用負担に関する規定の追加 (その他文言の改正や法律番号の改正等の所要の改正) ・ 長浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 ・ 長浜市職員の給与に関する条例の一部改正 ・ 長浜市職員退職手当条例の一部改正 ・ 長浜市税条例の一部改正 ・ 長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正 施行日：平成 28 年 4 月 1 日
人事課	<u>議案第 22 号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について</u> 「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律」の施行に伴い、関係する複数の条例について必要な改正を行うものです。 【関連条例】 ・ 長浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正 公表の項目に人事評価、退職管理、休業（育児休業等）を追加 ・ 長浜市職員の分限に関する条例の一部改正 降給に関する規定の追加 ・ 長浜市職員の給与に関する条例の一部改正 級別標準職務表を等級別基準職務表に改め、職務の名称を明確化する 人事評価の結果を、昇給、勤勉手当に反映させる規定の追加 (引用条項のずれに伴う所要の改正) ・ 長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正 ・ 長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例の一部改正 ・ 長浜市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部改正 ・ 長浜市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正 施行日：平成 28 年 4 月 1 日

財政課	議案第 23 号 長浜市公共施設等整備基金条例の制定について 本市及び加入する一部事務組合が所有する施設の老朽化対策のための財源を確保するため、長浜市公共施設等整備基金を創設するものです。 また、本庁舎整備事業が平成 27 年度で完了することに伴い、長浜市庁舎建設整備基金を廃止し、基金残額を長浜市公共施設等整備基金に引き継ぐものです。 【関連条例】（附則で廃止） ・長浜市庁舎建設整備基金条例 施行日：公布の日 ただし、長浜市庁舎建設整備基金条例の廃止は、平成 28 年 4 月 1 日
行政経営改革課	議案第 24 号 スポーツ及び文化に係る事務の管理及び執行に関する条例の制定について 教育委員会が所掌するスポーツ及び文化に関する事務を市長部局の職員が補助執行してきた実績を踏まえ、責任体制の一元化と意思決定のスピード化を図るとともに、教育委員会における学校教育及び就学前教育の充実を図るため、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の規定に基づき、市長がその事務を管理し執行するものです。 【主な内容】 教育委員会が所掌するスポーツ及び文化に関する事務 現 行：市長部局（市民協働部）の職員が補助執行 制定後：市長が管理し執行 施行日：平成 28 年 4 月 1 日
市民協働推進課	議案第 25 号 長浜市市民活動センター条例の制定について 市民活動の活性化を図り、市民協働のまちづくりを推進するため、課題解決型の人材育成や新しい公共の担い手づくり等の市民活動を支援する市民活動センターを設置し、その事業及び組織に関する事項について定めるものです。 【主な内容】 名称、位置：ながはま市民活動センター 長浜市八幡東町 632 番地 ながはま市民活動センター 北部サテライトセンター 長浜市木之本町木之本 1118 番地 事業：人材育成に関する事業 市民活動に関する多様な相談に関する事業 市民活動の場の提供及び運営に関する事業 市民活動に関する情報の収集及び発信に関する事業 市民活動に係る調査及び研究に関する事業 市民活動を行うもの相互の連携及び交流の促進に関する事業 等 職員：所長 市民活動支援コーディネーター（地方公務員法第 3 条第 3 項第 3 号に定める非常勤の特別職、市長が任命、任期 1 年）

	【関連条例】 ・長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 （市民活動支援コーディネーターの報酬額を規定 月額 260,000 円） 施行日：平成 28 年 4 月 1 日												
環境保全課	議案第 26 号 長浜市消費生活センターの組織及び運営等に関する条例の制定について 「消費者安全法」が改正されることに伴い、消費者の安全確保のための事務を行う機関の組織及び運営に関する事項等を条例で定める必要があるため、制定するものです。 【主な内容】 名称、住所、事務を行う日及び時間：（公示によって定める） 職員：所長 消費生活相談員 ※「消費者安全法」に規定する消費生活相談員資格試験に合格した者 その他必要な職員 【関連条例】 ・長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 （消費生活相談員の報酬額を規定 月額 250,000 円） 施行日：平成 28 年 4 月 1 日												
行政経営改革課	議案第 27 号 長浜市事務分掌条例の一部改正について 全庁的な危機管理体制の強化、観光のまち長浜の情報発信等を強力に推進し、市全体として効果的、効率的な行政運営を可能にするため、部の編成及び分掌事務を改めるものです。 【主な改正内容】 ・防災危機管理課を防災危機管理局（部扱い）に改組 ・産業経済部を産業観光部へ改称 ・秘書室を総務部に配置し、市長直轄組織を廃止 ・市民生活部に 7 支所を配置 施行日：平成 28 年 4 月 1 日												
人事課	議案第 28 号 長浜市職員定数条例の一部改正について 平成 28 年 4 月 1 日から文化スポーツ振興施策の一元化と歴史遺産の保護・活用施策の一体化を図るため、図書館運営、文化財保護事務を教育委員会から市長部局へ移動させることから職員定数が変更になることと併せて、教育委員会事務局の職員定数と学校その他の教育機関の職員定数を区分するとともに、市長部局、議会及び農業委員会の職員定数を現員数に準じて調整するため、改正するものです。 【改正内容】 <table><tr><th>条例定数</th><th>現行</th><th>改正後</th><th>差引</th></tr><tr><td>市長の事務部局の職員</td><td>740</td><td>690</td><td>▲50</td></tr><tr><td>議会の事務局の職員</td><td>7</td><td>7</td><td>0</td></tr></table>	条例定数	現行	改正後	差引	市長の事務部局の職員	740	690	▲50	議会の事務局の職員	7	7	0
条例定数	現行	改正後	差引										
市長の事務部局の職員	740	690	▲50										
議会の事務局の職員	7	7	0										

	<table><tr><td>監査委員の事務局の職員</td><td>4</td><td>4</td><td>0</td></tr><tr><td>教育委員会の事務局の職員</td><td rowspan="2">360</td><td>58</td><td>▲32</td></tr><tr><td>教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員</td><td>295</td><td>25</td></tr><tr><td>農業委員会の事務局の職員</td><td>5</td><td>6</td><td>1</td></tr><tr><td>病院事業の職員</td><td>900</td><td>900</td><td>0</td></tr><tr><td>水道事業の職員</td><td>4</td><td>0</td><td>▲4</td></tr><tr><td>計</td><td>2,020</td><td>1,960</td><td>▲60</td></tr></table>	監査委員の事務局の職員	4	4	0	教育委員会の事務局の職員	360	58	▲32	教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員	295	25	農業委員会の事務局の職員	5	6	1	病院事業の職員	900	900	0	水道事業の職員	4	0	▲4	計	2,020	1,960	▲60
監査委員の事務局の職員	4	4	0																									
教育委員会の事務局の職員	360	58	▲32																									
教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員		295	25																									
農業委員会の事務局の職員	5	6	1																									
病院事業の職員	900	900	0																									
水道事業の職員	4	0	▲4																									
計	2,020	1,960	▲60																									
施行日：平成 28 年 4 月 1 日																												
人事課	議案第 29 号 長浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について 「地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令」の施行に伴い、公務災害の補償と他の年金との併給における調整率を改正するものです。 【改正内容】 ・ 傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率 現行：0.86 改正後：0.88 ・ 休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率 現行：0.86 改正後：0.88 施行日：平成 28 年 4 月 1 日																											
人事課	議案第 30 号 長浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について 特別職非常勤職員の報酬額について、コンプライアンスの観点から規定のあり方を見直し、報酬額が依拠すべき支給単位、上限を定めるため、改正するものです。 【改正内容】 別表にて報酬の上限額を規定（具体的な報酬額については規則を制定し規定） 施行日：平成 28 年 4 月 1 日																											
開発建築指導課	議案第 31 号 長浜市手数料条例の一部改正について 法改正等により新たな認定制度が創設されることに伴い、認定申請に係る手数料を定めるものです。 【主な改正内容】 （新たに手数料を設けるもの） 「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」の施行に基づくもの 建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料 建築物のエネルギー消費性能に係る認定申請手数料 「建築基準法施行令」の改正に基づくもの 移転認定申請手数料 （現行の手数料を改正するもの） 「都市の低炭素化の促進に関する法律」の改正に基づくもの 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料																											

	「長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法基準」の改正に基づくもの 増築又は改築時の長期優良住宅建築等計画の認定申請手数料 施行日：平成 28 年 4 月 1 日							
税務課	議案第 32 号 長浜市国民健康保険条例の一部改正について 国民健康保険料の賦課限度額及び軽減判定所得基準を見直すことにより、国民健康保険の被保険者間の保険料負担の公平を確保するとともに、中低所得者層の保険料負担の軽減を図るものです。 【主な改正内容】 ・ 賦課限度額の引上げ ①基礎賦課額に係る賦課限度額の引上げ 現行 52 万円 改正後 54 万円 ②後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額の引上げ 現行 17 万円 改正後 19 万円 ・ 軽減措置の拡大 ①5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額の引上げ 現行 26 万円 改正後 26 万 5 千円 ②2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数に乘すべき金額の引上げ 現行 47 万円 改正後 48 万円 施行日：平成 28 年 4 月 1 日							
高齢福祉介護課	議案第 33 号 長浜市介護保険条例等の一部改正について 平成 28 年度より介護予防・日常支援総合事業を実施することに合わせて、地域支援事業の実施趣旨を明示するため、また番号法の公布に伴い、所要の改正を行うものです。 【改正内容】 ・ 地域支援事業の実施趣旨を明示 ・ 保険料の徴収猶予の申請書に番号法による個人番号を追加 ・ 保険料の減免の申請書に番号法による個人番号を追加 施行日：平成 28 年 4 月 1 日							
防災危機管理課	議案第 34 号 長浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について 「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令」の改正に伴い、公務災害の補償と他の年金との併給における調整率を改正するものです。 【改正内容】 ・ 障害厚生年金等との併給の場合 <table><tr><th rowspan="2">損害補償の種類</th><th colspan="2">調整率</th></tr><tr><th>現行</th><th>改正後</th></tr></table>			損害補償の種類	調整率		現行	改正後
損害補償の種類	調整率							
	現行	改正後						

	<table><tr><td colspan="2">傷病補償年金 (特殊公務災害の場合を除く)</td><td>0.86</td><td>0.88</td></tr><tr><td rowspan="3">傷病補償年金 (特殊公務災害の場合に限る)</td><td>第1級の傷病等級</td><td>0.90</td><td>0.91</td></tr><tr><td>第2級の傷病等級</td><td>0.90</td><td>0.92</td></tr><tr><td>第1級・第2級以外の傷病等級</td><td>0.91</td><td>0.92</td></tr><tr><td colspan="2">休業補償</td><td>0.86</td><td>0.88</td></tr></table>	傷病補償年金 (特殊公務災害の場合を除く)		0.86	0.88	傷病補償年金 (特殊公務災害の場合に限る)	第1級の傷病等級	0.90	0.91	第2級の傷病等級	0.90	0.92	第1級・第2級以外の傷病等級	0.91	0.92	休業補償		0.86	0.88
傷病補償年金 (特殊公務災害の場合を除く)		0.86	0.88																
傷病補償年金 (特殊公務災害の場合に限る)	第1級の傷病等級	0.90	0.91																
	第2級の傷病等級	0.90	0.92																
	第1級・第2級以外の傷病等級	0.91	0.92																
休業補償		0.86	0.88																
	施行日：平成28年4月1日																		
健康推進課	議案第35号 長浜市山間へき地医療体制強化基金条例の一部改正について 長浜市国民健康保険直営診療所事業の運営を安定的に行い、また、長浜市の山間へき地における地域医療体制を維持・確保するため、当該条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 ・長浜市診療所管理運営基金を廃止し、長浜市山間へき地医療体制強化基金へ統合するものです。 【関係条例】(附則で廃止) ・長浜市診療所管理運営基金条例 施行日：平成28年4月1日																		
税務課	議案第36号 長浜市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について 「過疎地域自立促進特別措置法第31条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令」については、過疎地域の固定資産税の課税免除期間が平成29年3月31日までとされているため、期間を延長するものです。 【改正内容】 ・適用期間 現 行：平成28年3月31日まで 改正後：平成29年3月31日まで 施行日：平成28年3月31日																		
高齢福祉介護課	議案第37号 長浜市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の一部改正について 議案第38号 長浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について 議案第39号 長浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」による介護保険法の改正に伴い、通所介護のうち利用定員が厚生労働省令で定める数(18人)以下のものを地域密着型サービスに位置づけることとされたことから、条例で定めるものです。 【改正内容】																		

	(議案第 37 号) ①地域密着型通所介護(定員 18 人以下の通所介護)の創設に伴う定員規定の追加 (議案第 38 号) ①地域密着型通所介護(定員 18 人以下の通所介護)の創設に伴う基準の追加 ②指定療養型通所介護の地域密着型サービスへの移行に伴う基準の追加 ③認知症対応型通所介護において運営推進会議を義務付ける規定の追加 (議案第 39 号) ①介護予防認知症対応型通所介護において運営推進会議を義務付ける規定の追加 施行日：平成 28 年 4 月 1 日
総務課	<u>議案第 40 号 長浜市番号法に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部改正について</u> 「個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、番号法を引用している条文に号ずれが生じるため、所要の改正を行うものです。 施行日：番号法附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の日（平成 29 年 1 月 1 日予定）
歴史文化推進室	<u>議案第 41 号 富田人形会館条例の廃止について</u> 今年度をもって 5 年間の指定管理期間が終了する富田人形会館について、今後の有効活用を検討するため、公の施設としての機能を廃止するものです。 施行日：平成 28 年 4 月 1 日
高齢福祉介護課	<u>議案第 42 号 長浜市特別養護老人ホーム等管理運営基金条例の廃止について</u> 「特別養護老人ホーム伊香の里」及び「軽費老人ホームケアハウス伊香」について譲渡が完了したため、当該条例を廃止するものです。 施行日：平成 28 年 4 月 1 日

事件関係

所管課	内 容
北部振興局 地域振興課	<u>議案第 43 号 長浜市過疎地域自立促進計画の策定について</u> 過疎地域自立促進特別措置法の改正により、法期限が平成 32 年度末まで延長されたことに伴い、引き続き余呉地域にかかる過疎地域自立促進計画を定めるものです。 計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度まで
市民協働推進課 生涯学習課 文化スポーツ課	<u>議案第 44 号～46 号 指定管理者の指定について</u> 地方自治法の規定により、指定管理者を指定することにつき、議会の議決を求めるものです。 ◎それぞれの公の施設の名称、指定管理者及び指定期間は別紙のとおりです。 <u>議案第 44 号 きのもと交遊館の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 45 号 虎姫時遊館の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 46 号 余呉文化ホール等の指定管理者の指定について</u>
財産活用室	<u>議案第 47 号 財産の譲渡について</u> 小足新町自治会の自治会館の用に供するため、次のとおり財産を無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものです。 譲渡の相手方 長浜市南小足町 257 番地 30 認可地縁団体 小足新町自治会 代表者 前川 健 財産の名称等 名称：旧東保育園 種類：建物 鉄骨造平屋建 延床面積 384.75 m² 財産の所在 長浜市南小足町 257 番地 30
環境保全課	<u>議案第 48 号 財産の譲渡について</u> 相撲庭町自治会が管理している村中墓地について、同自治会が経営許可を取得するため、次のとおり財産を無償譲渡することについて、議会の議決を求めるものです。 譲渡の相手方 長浜市相撲庭町 993 番地 1 認可地縁団体 相撲庭町自治会 代表者 北川 喜代治 財産の所在 所在：長浜市今荘町字下六座 141 番 2 地目：畑 面積：165 m²

教育総務課

議案第 49 号 財産の貸付けについて

民間事業者等から知識や経験を生かした旧上草野小学校施設の利活用提案を受け相手方に長期的な貸付けを行うことにより、地域の活性化や交流人口の生み出し等を図るため、次のとおり財産を無償貸付することについて、議会の議決を求めるものです。

無償貸付の相手方

東京都中野区東中野 3 丁目 18 番 12 号

株式会社 日本水泳振興会

代表取締役 青木 守喬

無償貸付財産

所在地		長浜市野瀬町字正ヶ谷 671 番 他 140 筆	
土地	地 目	学校用地、畑、宅地等	
	地 積	20,196.80 m ²	
建物	校 舎	延床面積 2,360.00 m ² 鉄筋コンクリート造 3 階建	
	屋内運動場	延床面積 722.00 m ² 鉄筋コンクリート造 1 階建	
	プール	大プール 305.00 m ² 小プール 100.00 m ² 付属室 39.00 m ²	

土地及び建物の従物等、敷地に存在する動産を含む（ただし、グラウンドの物置除く。）。

無償貸付期間

平成 28 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日まで

諮問関係

人権施策推進課	諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定に基づき、次の者を人権擁護委員として推薦することにつき、議会の意見を求めるものです。 住 所 氏 名 長浜市八幡東町 572 番地 寺村 茂子 （新任） 任期：平成 28 年 7 月 1 日から平成 31 年 12 月 31 日まで（3 年 6 月）
---------	--

報告関係

・市長の指定専決

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく指定専決処分の報告

損害賠償の額を定めることについて 3 件

内訳：除草作業中の草刈機による物損事故 1 件

公用車による物損事故 2 件

・債権管理計画（第 2 期）について

・平成 28 年度徴収計画について

・平成 28 年度徴収計画について 病院事業

議案第 44 号～第 46 号 指定管理者の指定について

所管課	内容
市民協働推進課	<u>議案第 44 号 きのもと交遊館の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：きのもと交遊館 指定管理者 所在地：長浜市木之本町木之本 1 1 1 8 番地 名 称：K－Z O H N 運営協議会 代表者：会長 林 源栄 指定期間：平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで
生涯学習課	<u>議案第 45 号 虎姫時遊館の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：虎姫時遊館 指定管理者 所在地：長浜市田町 8 4 番地 6 名 称：株式会社 まちづくり虎姫 代表者：代表取締役 山内 健次 指定期間：平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで
文化スポーツ課	<u>議案第 46 号 余呉文化ホール等の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：余呉文化ホール、余呉屋内グラウンド、余呉体育館 余呉屋外運動場照明施設（余呉小） 指定管理者 所在地：長浜市余呉町中之郷 1 1 5 8 番地 名 称：余呉地域づくり協議会 代表者：会長 西野 茂 指定期間：平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

第16号 平成27年度長浜市一般会計補正予算(第7号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	53,971,190	11,257,790	1,516,500	3,008,425	38,188,475
3月補正予算額(第7号)	△ 217,737	△ 238,070	△ 73,200	△ 599,054 庁舎建設整備基金: △130,000 中心市街地活性化基金: △448,967	692,587 市税: 240,000 地方消費税交付金: 292,014 地方特例交付金: 2,272 普通交付税: 32,833 繰入金: 13 繰越金: 103,970 諸収入: 21,485
補正後予算額	53,753,453	11,019,720	1,443,300	2,409,371	38,881,062

1. 国の補正予算に基づき新たに予算措置が必要となったもの

110,402

○戸籍住民基本台帳管理事務経費	通知カード・個人番号カード関連事務取扱交付金	20,410【国:20,410】
○保育所管理運営事業費	保育所等の利用者負担軽減措置のためのシステム改修	7,750【国:1,000】
○地域農業担い手支援事業費	担い手確保・経営強化支援事業補助金	82,242【県:82,242】

2. その他の予算措置

385,395

○高月支所等管理経費	支所庁舎用地購入	2,055
○北部振興局管理経費	旧杉野保育園解体工事	27,500
○国民健康保険特別会計繰出金	基金積立分150,000千円、基盤安定分103,362千円 財政安定化支援事業△8,355千円	245,007【国: 24,578】 【県: 52,943】
○後期高齢者医療広域連合負担金		3,762
○水道用途廃止施設管理経費	谷口水源地解体工事	9,600
○公衆衛生対策事業費	お旅所公衆トイレ修繕	4,700
○雇用対策事業費	雇用促進住宅小堀宿舍駐車場用地購入	43,941
○商業振興対策事業費	中央駐車場トイレ修繕	2,200
○国民宿舎つづらお荘管理運営事業費	国民宿舎つづらお荘修繕	4,000
○都市計画公園管理事業費	北国街道まちかど公衆トイレ修繕	3,200
○市営住宅整備事業費	八ツ塚団地解体工事	10,100
○社会教育施設整備事業費	旧サイクリングターミナル解体工事	26,330
○社会体育振興対策事業費	アウトドアフィールドグランドデザイン作成委託	3,000

3. 決算見込みに合わせた補正

△ 713,534

○基金積立金	職員退職手当基金積立金	135,000
	山間へき地医療体制強化基金	284,000
	丹生ダム対策基金	5,000【その他: 5,000】
	ふるさと寄附金の積立	14,600【その他: 14,600】
	その他基金利子の積立	20,877【その他: 20,877】
○国県支出金の増減及び契約差金に伴う事業費の減額		△ 1,173,011【国: △295,279】 【県: △123,964】 【市債: △73,200】 【その他: △60,564】

■債務負担行為

○きのもと交遊館指定管理料（H28～30）	12,306	市民協働部市民協働推進課
○余呉文化ホール等指定管理料（H28～30）	28,410	市民協働部文化スポーツ課
○虎姫時遊館指定管理料（H28～30）	18,180	市民協働部生涯学習課

■繰越明許費

○北部振興局管理経費	工事請負費、役務費	27,500	北部振興局地域振興課
○戸籍住民基本台帳管理事務経費	交付金	34,937	市民生活部市民課
○地域介護・福祉空間整備事業	補助金	123,830	健康福祉部高齢福祉介護課
○保育所管理運営事業	委託料	7,750	教育委員会幼児課
○水道用途廃止施設管理経費	工事請負費	9,600	都市建設部上下水道課
○公衆衛生対策事業	修繕料	4,700	市民生活部環境保全課
○地域農業担い手支援事業	補助金	82,242	産業経済部農政課
○農業用施設等維持管理事業	工事請負費	2,128	産業経済部農政課
○商業振興対策事業	修繕料	2,200	産業経済部商工振興課
○国民宿舎つづらお荘管理運営事業	修繕料	4,000	産業経済部観光振興課
○単独道路整備事業	委託料、負担金	25,095	都市建設部道路河川課
○河川改良事業	委託料	6,212	都市建設部道路河川課
○都市計画総務事務経費	委託料、報償費、旅費	4,081	都市建設部都市計画課
○都市計画公園管理事業	修繕料	3,200	都市建設部都市計画課
○地福寺神照線整備事業	工事請負費	8,406	都市建設部都市計画課
○長浜駅周辺整備事業	委託料、補助金	806,559	産業経済部長浜駅周辺まちなか活性化室
○市営住宅整備事業	工事請負費	10,100	都市建設部建築住宅課
○改良住宅譲渡事業	工事請負費	5,379	都市建設部建築住宅課
○小学校校舎等維持管理経費	工事請負費	47,000	教育委員会教育総務課
○文化施設管理運営費	工事請負費	5,238	市民協働部歴史文化推進室
○公民館整備費	工事請負費	273,040	市民協働部生涯学習課
○社会教育施設整備事業	工事請負費、委託料	52,402	市民協働部文化スポーツ課
○社会体育振興対策事業	委託料	3,000	市民協働部文化スポーツ課

特別会計

第17号 平成27年度長浜市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)		521,000
第18号 平成27年度長浜市診療所特別会計補正予算(第1号)		△16,900
第19号 平成27年度長浜市公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)	【繰越明許】長浜北第三処理分区下水道工事	22,000